

社会福祉法人セイワ 介護老人福祉施設すえなが 利用料金

【通所介護】

平成29年4月1日現在

運営規程 第7条2・3項関係	1. 介護報酬に係る費用						
	項目		要介護状態区分	介護報酬		利用者負担額	利用者負担額
	① 基本額	種別:通常規模型通所介護 1回につき		単位	金額(10割)	(1割負担)	(2割負担)
		5時間以上7時間未満	要介護 1	572単位	6,131 円	614 円	1,227 円
			要介護 2	676単位	7,246 円	725 円	1,450 円
			要介護 3	780単位	8,361 円	837 円	1,673 円
			要介護 4	884単位	9,476 円	948 円	1,896 円
	要介護 5		988単位	10,591 円	1,060 円	2,119 円	
	② 加算額	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき	6単位	64 円	7 円	13 円
		入浴加算	対象者のみ1日につき	50単位	536 円	54 円	108 円
個別機能訓練加算(Ⅱ)		1日につき	56単位	600 円	60 円	120 円	
若年性認知症利用者受入加算		対象者のみ1日につき	60単位	643 円	65 円	129 円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		1か月の総単位数×5.9%×10.72の1割または2割					
利用者負担の計算方法	①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.72円(川崎市の地域加算)－9割分または8割分(小数点以下切り捨て)＝利用者負担(1割分または2割分) ただし金額は小数点以下切り捨てなので、多少誤差が生じることがあります。						
運営規程 第7条4項関係	2. その他の費用(利用者負担10割分)						
	食費 1回につき(食材料費+調理費相当)				763 円		
	おむつ代(利用者が自ら持ち込む物品以外)				実費(1枚 150円位)		
	通常の事業実施地域外に居住する利用者が通所介護を希望する場合の送迎費				実費(公共交通機関相当額)		
	希望により通常の利用時間を超えて通所介護を提供する場合に要する費用				実費(介護報酬相当額)		
キャンセル料 (利用当日にキャンセルする場合) 1回につき				350 円			

社会福祉法人セイワ 介護老人福祉施設すえなが 利用料金

【介護予防通所介護】

平成29年4月1日現在

運営規程 第7条2・3項関係	1. 介護報酬に係る費用						
	項目		要介護状態区分	介護報酬		利用者負担額	利用者負担額
	① 基本額	種別 通常規模型介護予防通所介護 1月につき		単位	金額(10割)	(1割負担)	(2割負担)
			要支援 1	1,647単位	17,655 円	1,766 円	3,531 円
			要支援 2	3,377単位	36,201 円	3,621 円	7,241 円
	② 加算額	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1月につき	要支援 1	24 単位	257 円	26 円	52 円
			要支援 2	48 単位	514 円	52 円	103 円
		若年性認知症利用者受入加算		240 単位	2,572 円	258 円	515 円
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の総単位数×5.9%×10.72円の1割または2割				
	利用者負担の 計算方法	①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.72円(川崎市の地域加算—9割分または8割分(小数点以下切り捨て)=利用者負担(1割分または2割分) ただし金額は小数点以下切り捨てなので、多少誤差が生じることがあります。					
運営規程 第7条4項関係	2. その他の費用(利用者負担10割分)						
	食費 1回につき(食材料費+調理費相当)					763 円	
	おむつ代(利用者が自ら持ち込む物品以外)					実費(1枚 150円位)	
	通常の事業実施地域外に居住する利用者が通所介護を希望する場合の送迎費					実費(公共交通機関相当額)	
	希望により通常の利用時間を超えて通所介護を提供する場合に要する費用					実費(介護報酬相当額)	
	キャンセル料 (利用当日にキャンセルする場合) 1回につき					350 円	